

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第4号

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する
条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、
同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分
の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に
改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年茅ヶ崎市条例第
4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「10
0分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「10
0分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。